

## 公務員庁設置法案の概要

国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置する。

### 1 任務及び所掌事務

- (1) 公務員庁は、内閣府設置法第三条第一項の任務のうち、各行政機関がその職員について行う人事管理に関する事務の統一保持その他の公務の能率的な運営に関する事務を助けることを任務とし、これを達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画・立案・総合調整に関する事務をつかさどる。
- ① 各行政機関がその職員について行う人事管理に関する方針及び計画に関する事項
  - ② ①に掲げるもののほか、公務の能率的な運営に関する方針及び計画に関する事項
- (2) (1)のほか、公務員庁は、国家公務員の人事行政に関する事務、行政機関の機構、定員及び運営に関する事務その他の公務の能率的な運営に資する事務を総合的かつ一体的に遂行することを任務とし、これを達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
- ① 国家公務員の任免、分限、懲戒、服務及び退職管理に関する制度に関すること。
  - ② 国家公務員の給与、勤務時間、休日及び休暇に関する制度に関すること。
  - ③ 国家公務員の人事評価に関する制度に関すること。
  - ④ 国家公務員の退職手当制度に関すること。
  - ⑤ 国家公務員の団体交渉及び団体協約に関すること。
  - ⑥ 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画・立案・調整に関すること。
  - ⑦ 政令で定める文教研修施設において、国家公務員法の規定により内閣総理大臣が樹立する計画に基づく研修及び所掌事務に関する研修を行うこと。
  - ⑧ ①～⑦に掲げるもののほか、国家公務員の人事行政に関すること。
  - ⑨ 行政機関の機構・定員及び運営の改善・効率化に関する企画・立案・調整、共用情報システムの整備・管理に関すること。
  - ⑩ 各行政機関の機構の新設・改正・廃止及び定員の設置・増減・廃止に関する審査を行うこと。
  - ⑪ 独立行政法人に関する共通的な制度の企画・立案に関すること。
  - ⑫ 独立行政法人及び特殊法人の新設、目的の変更その他制度の改正・廃止に関する審査を行うこと。

- (3) (1)及び(2)のほか、公務員庁は、(2)の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とし、これを達成するため、内閣府設置法第四条第二項に規定する事務のうち、当該重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

## 2 組織

- (1) 内閣府の外局として、公務員庁を設置する。
- (2) 公務員庁の長は、公務員庁長官とする。
- ※ 内閣府設置法の改正によって、内閣府特命担当大臣が公務員庁の所掌事務を掌理。
- (3) 別に法律で定めるところにより公務員庁に置かれる審議会等は、退職手当審査会とし、国家公務員退職手当法の定めるところによる。
- (4) 公務員庁に、地方支分部局として、管区国家公務員局を置く。この他、当分の間、地方支分部局として、沖縄国家公務員事務所を置く。
- (5) 公務員庁に置かれる官房及び局の数は、五以内とする。

## 3 施行期日

国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日）